

学科課程及教科用書

甲乙表之通り

学期授業時間及日限

学期 修業期限ヲ二ケ年トス

授業時間及日限 毎日凡ソ二時間トシテ午後三時ヨリ始ム

試験及休日

試験 定期試験卒業試験ノ二種トス

定期試験ハ每期ノ末其期中ニ履修セル諸科目又ハ問題

ニ依テ之ヲ行フ

卒業試験ハ全期中履修セル諸科目又ハ問題ニ依テ之ヲ

行フ

試験点数 定期卒業試験共一回ノ全点ヲ一百トシ試験ノ合格

ハ八十点以上ヲ得ルモノニ限ル

休業 毎日曜日大祭日及ヒ七月十六日ヨリ八月卅一日ニ至リ

十二月廿一日ヨリ一月十日ニ至ル

入学退学規則

入学退学 入学スル者ハ証人ヲ立テ身元引受ノ証書ヲ差出サ

シメ退学ノ者ハ証人ヨリ届書ヲ差出シム

生徒定員及入学生徒ノ学力

生徒ノ定員 凡二百名トス

入学生徒学力 小学校卒業ノモノ及ヒ右ニ合格スルモノトス

教員学力(朱書) (職務心得及其人員俸額)

教員学力 法学士

職務心得 教員ハ生徒教授法及試験法ヲ負担シ其優劣ヲ視テ

60 明治義塾規則・学科開申 (明治十五年七月)

当校規則及学科其他等別紙之通り御座候此段御届申上候也

神田区錦町二丁目二番地

明治義塾主

(貼紙下) (十六年九月)
明治十五年七月

桂 敬義(印)

神田区学務委員

松田秀雄(印)

東京府知事 松田道之殿

前書開申候ニ付奥印候也

神田区長 沢 簡徳(印)

設置ノ目的

本所ハ生徒ヲシテ専ラ現行律ヲ研究シ傍ラ各国ノ法律ヲ摘要シ
其原理ヲ解得セシムル為メニ設ク

名称及位置

神田錦町二丁目二番地明治義塾法律研究所

等級ヲ上下ス

人員俸給 教員二人其俸給ハ收入ニ從ヒ定額無シ

(朱書)
〔生徒訓戒及破毀物償還規則有之〕

敷地及建物

敷地 八百十八坪

建物 三百六十五坪

授業料

授業料 一ヶ月七十五銭

經費支出

經費支出 壹ヶ月間ノ收入ニ從フ (朱書)
〔ト雖モ凡ソ百円〕

(下札)

甲表 明治義塾法律研究所課程表

通計	法 律	科学		期学					
		時間	每週授業日数	前 期	後 期				
学科数五	契約篇 同	証拠法書取	法律史 同	民法草案同	日本刑法講義	百四十日	六ヶ月間	前 期	第 一 年
"	"	"	"	"	"	"	"	後 期	"
学科数四	同衡平法同	英国商法同	同商法 同	買篇書取	仏国民法売	"	"	前 期	第 二 年
"	案	民法擬律判	法 理 同	衡平法 同	仏国行政法書取	"	"	後 期	"

乙表

羅馬律	法律史	行政法	商法	民法売買篇	証拠法	日本治罪法	日本刑法	書名	卷冊	著者氏名
"	"	"	"	"	洋書					
羅馬	英国	"	"	"	仏国					

(下札)

「一ヶ月經費支出ノ概算ヲ記スヘシ」

〔明治十六年 回議録第八類 各種学校 学務課〕

613 C5 5